

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十七年七月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県北本市高尾五丁目二十六番地

滝瀬 副次

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県久喜市桜田四丁目二十四番地四

石田 昌 彰